

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成27年10月13日（平成27年（行情）諮問第614号）

答申日：平成28年7月7日（平成28年度（行情）答申第180号）

事件名：「管内処遇情報等の定期的な公表に係る資料の提出について（回報）」（特定年度 特定刑事施設）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる3文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月28日付け大管発第998号により大阪矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その一部の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

「懲罰等の種類の内容」「特定事犯別の閉居罰に係る科罰日数等」「保護室使用に係る収容日時」「解除日時」「収容要件」は、特定の個人を特定できるものではなく、また、他の情報との結びつきようがなく、非開示情報にあたらぬ。

又、法の目的として、適正に行政処分等が行われていることを明らかにする事が法の趣旨であり、非開示は、法の精神に反する。

よって、当該部分については、開示すべき部分である。

（2）意見書

ア 第3の1（2）アにつき

（ア）法務省はどのような懲罰を何日間科されたのか」という情報が、「一般的に他者に知られることを忌避する情報」であり、それらを「同時期に収容された者等」に知られることは、「権利侵害を害するおそれがある」と主張し、法5条、1号、本文後段を主張するが、特定刑事施設での運用実態と、かけ離れた空疎な主張である。

（イ）特定刑事施設では、特定舎特定階又は特定棟特定階に特定名程度

の居室を有するが、その「懲罰」を受けた者の部屋の扉に、所定のプレートを張りつけ、付近の者に公表している。

従って、法5条1号本文後段を主張する、法務省の主張は、失当又は禁反言であり、その余の部分を検討するまでもなく理由がない。

イ 第3の1(2)イにつき

氏名覧さえ抹消すれば、個人識別情報には、なり得ない。

従って法務省の法5条本文前段の主張に理由はなく、その中でも申請者が求めた「収容日時」「解除日時」「収容要件」は、個人特定情報になり得ない。

同施設にいた者に関する主張については、ア同様運用実態とかけ離れた禁反言で理由がない。

よって、不開示決定には、理由がない。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

(1) 本件審査請求は、文書1から文書3までの文書の開示請求について、処分庁が、行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定を行ったものに対するものであり、審査請求人は、原処分のうち、懲罰等の種類の内容、特定事犯別の閉居罰に係る科罰日数等、保護室使用に係る収容日時、解除日時及び収容要件の情報が記録されている部分の開示を求めていることから、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

審査請求人が開示を求めている、懲罰等の種類の内容、特定事犯別の閉居罰に係る科罰日数等、保護室使用に係る収容日時、解除日時及び収容要件の情報が記録されている文書は、文書2であるところ、文書2は、大阪矯正管区が行う管内処遇情報等の定期的な公表のため、特定刑事施設において、月ごとに、月末現在収容人員、被収容者の懲罰事犯別受罰人員及び保護室使用件数等の項目について取りまとめ、同管区に提出した資料等である。

ア 懲罰等の種類の内容及び特定事犯別の閉居罰に係る科罰日数等について

標記不開示情報は、「事犯名」、「戒告」、「閉居罰」、「その他」、「合計」、「最短」、「最長」及び「平均」欄から構成されている表のうち、「事犯名」欄を除いた不開示部分の情報であるところ、これらの情報が開示された場合、懲罰事犯をじゃっ起した被収容者と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとって

は、既に開示されている情報等と照合することにより、当該被収容者のある程度特定することが可能となり、その結果、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、どのような懲罰を何日間科されたかといった情報が、当該関係者に知られることになり、当該被収容者の権利利益を害するおそれがあることから、当該情報は、法5条1号本文後段に該当する。

また、これらの情報は、報道機関等に公表されておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とも言えないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

イ 保護室使用に係る収容日時、解除日時及び収容要件について

標記不開示情報は、「番号」、「収容日時」、「解除日時」、「氏名」、「年齢」、「収容要件」及び「備考」欄から構成されている表のうち、「収容日時」、「解除日時」及び「収容要件」欄の不開示部分の情報であるところ、当該表は、保護室に収容された被収容者の氏名等が記載されていることから、各行ごとに一体として個人を識別できる情報であり、法5条1号本文前段に該当する。

また、これらの情報は、報道機関等に公表されておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とも言えないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、これらの情報が開示された場合、当該被収容者と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該被収容者のある程度特定することが可能となり、その結果、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、どのような行為によって、いつからいつまでの間、保護室に収容されていたかといった情報が、当該関係者に知られることになり、当該被収容者の権利利益を害するおそれがあることから、部分開示することはできない。

- (3) 以上のとおり、審査請求人が開示すべきとする部分は、法5条1号に該当することから、不開示としたことは、妥当である。

2 補充理由説明書

- (1) 諮問庁としては、当初の理由説明書において、本件対象文書のうち、文書2中「2 被収容者の懲罰事犯別受罰人員（刑事施設のみ）」の表2に係る不開示部分であって審査請求人が開示を求める部分について、法5条1号本文後段に該当することを理由として、原処分の妥当性を説明したところであるが、以下のとおり説明を補充する。

- (2) 当該不開示部分が開示された場合、特定刑事施設において、どのよう

な事犯が多く発生しているのかといった傾向や、事犯ごとの量刑の傾向等が明らかになり、逃走、暴行、自傷、その他異常事態を企図しようとする者にとっては、これらを誘発するおそれがあることから、同条4号に該当する。

また、このような異常事態の発生を未然に防止するため、被収容者の身体、着衣、居室及び工場等の検査や居室等の移動、被収容者の動静・心情把握のための視察や各種面接指導などを今以上に頻繁に実施せざるを得なくなるなど、刑事施設における規律及び秩序を維持しつつ、被収容者の収容を確保するという、刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあり、同条6号柱書きにも該当することから、開示することは相当でないものと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年10月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月6日 審議
- ④ 同月17日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成28年5月24日 委員の交代による所要の手續の実施並びに本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年6月14日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年7月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、①「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく被収容者の定期健康診断の結果について」（特定年度特定刑事施設）（ただし、特定文書番号を付して作成した部分）（文書1）、②「管内処遇情報等の定期的な公表に係る資料の提出について（回報）」（特定年度 特定刑事施設）（ただし、特定文書番号を付して作成した部分）（文書2）及び③「矯正施設収容者の運転免許特別新規申請に伴う運転免許試験の実施依頼及び特定失効者講習実施に伴う講師の派遣依頼について」（特定年度 特定刑事施設）（ただし、特定文書番号を付して作成した部分）（文書3）である。

処分行は、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の2に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

諮問庁の説明によれば、本件不開示部分が存するのは、文書2であるとのことである。

そこで、当審査会において文書2を見分したところ、文書2は、特定刑事施設から大阪矯正管区に対する、同管区処遇情報等の定期的な公表資料の提出（特定年月から特定年月までの計12回分）に係る文書であり、各月分ごとに、資料提出の伺い文書と提出する定期公表関係資料から構成されていると認められる。

そして、本件不開示部分は、各月分の定期公表関係資料（計12回分）のうち、（1）「2 被収容者懲罰事犯別受罰人員」の表2の懲罰等の種類の内訳（「戒告」、「閉居罰」及び「その他」の別）、特定事犯別の閉居罰に係る科罰日数等（「最短」、「最長」及び「平均」が記載）の「最短」欄、「最長」欄及び「平均」欄のうち受罰人員の合計が0以外の事犯名に係るもの、（2）「5 保護室使用件数（刑事施設）」の表の「収容日時」欄、「解除日時」欄及び「収容要件」欄であると認められる。

以上を踏まえ、以下、各表ごとに不開示情報該当性を検討する。

（1）文書2の定期公表関係資料中「2 被収容者懲罰事犯別受罰人員」の表2について

当該部分を見分したところ、懲罰事犯及び懲罰の内容の別に人数が記載され、また、閉居罰の最短、最長及び平均日数が記載されていると認められる。諮問庁は、当該部分を公にすると、特定刑事施設において、どのような事犯が多く発生しているのかといった傾向や、事犯ごとの量刑の傾向等が明らかになると説明していることから、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該情報は、当該刑事施設の管理運営体制の下では、どのような事犯であればじゃっ起しやすいかということにつながる情報であって、反則行為を企図する者や逃走等の異常事態を企図する者にとっては、これらを誘発するおそれがあるとのことである。そうすると、これらの異常事態等を未然に防止するための検査等の実施の頻度を上げる必要が出てくるなど、刑事施設における規律及び秩序を維持しつつ、被収容者の収容を確保するという、刑事施設における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、同条1号及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（2）文書2の定期公表関係資料中「5 保護室使用件数（刑事施設）」の表について

不開示とされている「収容日時」欄、「解除日時」欄、「氏名」欄、「年齢」欄、「収容要件」欄及び「備考」欄のうち、本件不開示部分は、「収容日時」欄の日及び時間の記載部分、「解除日時」欄並びに「収容

要件」欄である。

ア 法5条1号該当性について

当該表には、一覧表の各行ごとに保護室に收容された被收容者の氏名等が記載されており、各行ごとに、全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。

また、諮問庁の説明によると、当該部分は報道発表等されていないとのことであるから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

イ 法6条2項による部分開示の可否について

当該部分については、これを公にすると、当該被收容者と同時期に同施設に收容されていた者にとっては、当該被收容者をある程度特定することが可能となり、その結果、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、保護室への收容事由、收容期間といった情報が当該関係者に知られることになり、当該被收容者の権利利益を害するおそれがあることから、部分開示をすることはできない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件対象文書

文書1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく被収容者の定期健康診断の結果について」（特定年度 特定刑事施設）（ただし，特定文書番号を付して作成した部分）

文書2 「管内処遇情報等の定期的な公表に係る資料の提出について（回報）」（特定年度 特定刑事施設）（ただし，特定文書番号を付して作成した部分）

文書3 「矯正施設収容者の運転免許特別新規申請に伴う運転免許試験の実施依頼及び特定失効者講習実施に伴う講師の派遣依頼について」（特定年度 特定刑事施設）（ただし，特定文書番号を付して作成した部分）

2 審査請求人が開示を求める部分

懲罰等の種類の内容，特定事犯別の閉居罰に係る科罰日数等，保護室使用に係る収容日時，解除日時及び収容要件の記載部分